

ID: 38

担当部署: 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課

処分の概要	特別の設備等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市スポーツ施設条例 第13条ただし書(第29条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成17年条例第24号		
【根拠条文】 (施設等の変更禁止) 第13条 利用者は、施設等に特別に設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	申請内容により、処理期間が異なることが想定されるため、標準処理期間を設定できない。		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日